

今回のテーマ： 2015年3月期決算申告の留意点

2015年3月期の法人税申告において留意すべき主な改正事項はつぎのとおりです。

項 目	改 正 内 容
復興特別法人税	2015年3月期から復興特別法人税は課されません。 復興特別所得税は廃止されていないため、利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は法人税の額から控除し、控除しきれない金額は還付されます。
交 際 費	交際費のうち接待飲食費の50%相当額を損金算入することとされました。中小法人(*1)は接待飲食費の50%相当額の損金算入と年800万円まで損金算入のいずれかを選択適用します。 1人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費は除く)は従前どおり交際費の範囲から除外されます。 (*1) 資本金の額が1億円以下かつ資本金5億円以上の法人による完全支配関係がない法人
貸 倒 引 当 金	銀行等以外の大法人は、貸倒引当金の繰入限度額の1/4までしか損金とされません。 中小法人等(*1)は従前どおり貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が可能です。
所得拡大促進税制	国内雇用者に対する給与等総支給額及び平均給与額が前期より増加し、かつ2013年3月期より支給総額が2%以上増加した場合には、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除(法人税額の10%(中小企業者等(*2)は20%)を限度)を受けることができます。なおこの制度は雇用促進税制との選択適用です。 (*2) 資本金の額が1億円以下かつ発行済株式の一定割合(1つの法人により2分の1又は複数の法人により3分の2)以上を資本金1億円超の法人に所有されていない法人
生産性向上設備投資促進税制	経産省に申請をし、管理用、投資用、福利厚生用以外の生産設備等の取得をして国内にある法人の事業の用に供した場合、その事業供用年度において特別償却又は税額控除(法人税額の20%を限度)が適用できます。 ① 2016年3月31日まで：即時償却又は取得価額×5%の税額控除(建物及び構築物は3%) ② 2016年4月1日～2017年3月31日：特別償却50%又は取得価額×4%の税額控除(建物及び構築物は2%)

お見逃しなく！

- 中小法人が交際費について接待飲食費の50%と定額控除限度額のいずれの損金算入を適用するかは、事業年度ごとに選択可能です。
- 試験研究費の税額控除のうち、増加型・高水準型の上乗せ措置の適用期限が2018年3月まで延長されています。
- 雇用促進税制の適用期限が2017年3月まで延長されています。制度適用のためには事業年度開始後2カ月以内(5月末まで)にハローワークに雇用促進計画の提出が必要です。